

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の拘禁刑に処せられ、又は法第4条第1項第2号に規定する罪を犯して1年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- 4 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 5 心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 6 風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- 7 許可を受けようとする者（法人に限る。ア及びウにおいて同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が法第26条第1項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者である者
 - ア 当該許可を受けようとする者の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの（イにおいて「親会社等」という。）
 - イ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
 - ウ 当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として国家公安委員会規則で定めるもの
- 8 次のいずれかに掲げる期間内に法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して5年を経過しないもの
 - ア 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間
 - イ 法第37条第2項の規定による風俗営業の営業所への立入りが行われた日から聴聞決定予定日（当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として国家公安委員会規則で定めるところにより公安委員会が当該立入りを受けた者に当該立入りが行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間
- 9 8のアに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは法第10条第1項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の同アの公示の日前60日以内に役員であつた者又は8のイに掲げる期間内に合併により消滅した法人若しくは同項第1号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の同イの立入りが行われた日前60日以内に役員であつた者で、当該消滅又は返納の日から起算して5年を経過しないもの
- 10 8のアに掲げる期間内に分割により同アの聴聞に係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の同アの公示の日前60日以内に役員であつた者又は同号イに掲げる期間内に分割により8のイの立入りに係る風俗営業を承継させ、若しくは分割により当該風俗営業以外の風俗営業を承継した法人（分割について相当な理由がある者を除く。）若しくはこれらの法人の当該立入りが行われた日前60日以内に役員であつた者で、当該分割の日から起算して5年を経過しないもの
- 11 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者
- 12 法人でその役員のうちに1から6まで又は8から10までのいずれかに該当する者
- 13 3に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者